

第11回大塚バラまつり

5月14日(日)～28日(日)
都電荒川線向原駅から大塚駅までの沿線と天祖神社

◇オープニングセレモニーは天祖神社で14日午前10時から。沿線に植えられた500種710株のバラが見頃です。バラ苗の即売会などあり。
☎当日直接会場へ。
問観光交流グループ ☎3981-1316



大塚バラまつり
フォトコンテスト
平成28年度区長賞

で減額認定証の交付を受けていた方も、後期高齢者医療制度に加入した場合は、改めて申請が必要です。

一般病床入院時の食事代
(一食あたりの自己負担額)

所得区分		食費(1食につき)
現役並み所得・一般		360円※1
住民税非課税等	区分Ⅱ 90日以内の入院(過去12か月の入院日数)	210円
	90日を越える入院(過去12か月の入院日数)長期入院該当※2	160円
区分Ⅰ		100円

●区分Ⅰ…世帯の全員が住民税非課税で、世帯の全員の年金収入が80万円以下(その他所得がない)の方または老齢福祉年金受給者。

●区分Ⅱ…世帯の全員が住民税非課税で、区分Ⅰに該当しない方。

※1…①指定難病患者の方は1食260円に据え置き、②精神病床へ平成27年4月1日以前から平成28年4月1日まで継続して入院した方は、当分の間1食260円に据え置き。

※2…過去12か月で入院日数が90日(ほかの健康保険加入期間も区分Ⅱ相当の減額認定証が交付されていれば通算可)を越える場合は、入院日数のわかる医療機関の請求書・領収証などを添えて窓口申請が必要。なお、長期入院該当日は申請日の翌月1日となり、申請日から月末までは差額支給の対象です。

問後期高齢者医療グループ ☎3981-1332

●「すみれ」…毎月第3火曜日 午後1時15分～3時15分 上池袋コミュニティセンター

●「たんぼぼ」…毎月第2水曜日 午後1時15分～3時15分 南大塚地域文化創造館

●「青空の会」…毎月第4木曜日 午後1時15分～3時15分 豊島区医師会館(西池袋3-22-16)

●「ひまわり」…毎月第3金曜日 午後1時15分～3時15分 要町第一区民集会所

●「土曜日の会」…毎月第2土曜日 午後1時30分～3時30分 デイホーム南池袋(南池袋3-7-8)

いずれも100円(茶菓子付き)
問介護予防・認知症対策グループ ☎4566-2433

子育て・教育



「ぞうしがや こどもステーション」オープン

千登世橋教育文化センター(雑司が谷3-1-7)内に親子・家族向けスペースがオープン。

●ワークショップ参加者募集…アーティストによる絵本、音楽、ダンス、演劇などのワークショップを開催。初回は6月3日(土)。各プログラムの詳細はNPO法人芸術家と子どもたちホームページ <http://www.children-art.net/zoshigaya-ksta/> を参照◇幼児～小学生と家族◇各回10組◇2名1組500円(おとなと子ども)

※1名追加で200円 問当ホームページから申込み※先着順。

問当法人 ☎5961-5737



パブリックコメント



「未来戦略推進プラン2017」を策定しました

当プランは「豊島区基本計画2016-2025」の実施計画として、年度毎に実施する施策や事業の内容を示すものです。策定にあたっては、パブリックコメント(意見公募手続)制度に基づき、区民の皆さんからいただいたご意見を反映させています。

●閲覧できます

全文とお寄せいただいたご意見および区の考え方は、企画課、行政情報コーナー、区民事務所、図書館、区ホームページで閲覧できます。プラン掲載の冊子は行政情報コーナーで購入できます(「将来像編」500円、「計画事業編」300円)。

問未来戦略推進グループ ☎4566-2512

後期高齢者医療



高齢者医療年金課は移転しました

高齢者医療年金課は、5月8日に区役所本庁舎3階8番窓口から、同じ階の10番窓口へ移転しました。

問高齢者医療年金課管理グループ ☎4566-2391

減額認定証のお知らせ

後期高齢者医療制度の加入者で、世帯の全員が住民税非課税の場合は、入院などの際に減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)を提示することで、食事代(右表参照)と保険適用の医療費の自己負担限度額が減額されます。対象の方で、減額認定証の交付を希望する方は申請してください。すでに減額認定証をお持ちの方は申請不要です。

※75歳になる前に加入していた保険

福祉



介護の悩みや不安を話してみませんか「認知症介護者の会」

認知症の介護をしている方同士の交流や情報交換の場。5か所いずれも参加自由※日程変更の可能性あり。初参加の方は事前に問い合わせてください。

郵便などによる投票のご案内

身体に重度の障害のある方などが、郵便などで投票できる制度です。対象者は右表のいずれかに該当し、自書できる方です。なお、自書ができない方でも表に該当し、かつ身体障害者手帳の上肢または視覚の障害の程度が1級の方(戦傷病者手帳の場合は同障害の程度が特別項症～第2項症の方)は、代理記載制度が利用できます。

本制度の利用には郵便等投票証明書の発行が必要です。証明書の交付を希望する方は選挙管理委員会事務局へ申請してください。

問当事務局 ☎4566-2821

身体障害者手帳をお持ちの方	
両下肢、体幹、移動機能の障害	1級または2級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級または3級
免疫、肝臓の障害	1～3級
戦傷病者手帳をお持ちの方	
両下肢、体幹の障害	特別項症～第2項症
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証をお持ちの方	
要介護状態区分	要介護5

5月20日(土)・6月3日(土)・4日(日)

総合窓口課一部業務の休止 ～税務および国民健康保険～

システムメンテナンス作業のため、総合窓口課における税務および国民健康保険の業務・証明発行の取扱いを休止します。前住所地で国民健康保険に加入していた場合、転入した方の新しい保険証は、後日郵送します。詳細は区ホームページ参照。

問税務課庶務グループ ☎4566-2352、国民健康保険課資格・保険料グループ ☎4566-2377